

令和5年度（2023年度）

「吹田市移動式防災行政無線（MCA無線）機器調達」仕様書

- 1 件名 吹田市移動式防災行政無線（MCA無線）機器調達
- 2 品名、規格及び数量等 別紙1「調達機器一式」のとおり
- 3 納入場所 吹田市役所高層棟3階 吹田市総務部危機管理室ほか17箇所
※詳細は、別紙2「調達機器配備場所一覧」のとおり

4 契約の範囲

本業務に係る契約範囲は、本業務に係る機器の調達（機器の調達に伴い必要となる機器の設定、工事等を含む。）、搬入、設置、調整・試験、諸手続（免許関係に係る登録及び廃止手続を含む。）、操作研修（機器操作に係るマニュアル作成を含む。）、別紙3「現行機器配備場所一覧」に記載したMCA無線機及びそれらの付属機器（バッテリー、外部電源装置等を含む。）の撤去及び廃棄、完了検査並びに引き渡しまでの全般に渡るものとする。

5 納入期限

(1) 機器調達、設定、現行機器撤去等

令和5年12月28日（木）までに、機器一式を調達、搬入及び設置し、必要な設定（MCA無線を使用するためのグループ設定、試験、調整、免許手続等に関する申請、専用アプリの登録等を含む。）を完了するとともに、機器の操作方法等に関する機器利用職員への説明会を開催する。また、現行機器については回収を行う。

(2) システム調整、機器廃棄等

令和6年1月31日（水）までに、危機管理室（以下、「発注者」という。）の運用テスト結果を踏まえた機器の調整を完了する。また、回収した現行機器について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守した上で廃棄を行う。

6 納入、搬入、設置等

- (1) 搬入、設置日時等については総務部危機管理室担当職員（以下、「担当職員」という。）と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 納入した物品の梱包材など、不要となるものは撤去及び引取りを行うこと。
- (3) 搬入の際に建物や設備、納品する物品等に損傷を与える恐れがある場合は、適切に養生等の措置を講じたうえで納入すること。
- (4) 搬入の際、建物や設備、納品予定物品等に損傷を与えた場合は、遅滞なく担当職員へ報告するとともに、速やかに現状復旧にあたること。なお、本件にかかる一切の費用等については、受注者において負担すること。

7 法令の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書の定めるところによるほか、関係法令、条例、規則等を遵守すること。

- (1) 電波法並びに関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関連規則
- (3) 電気設備に関する技術基準
- (4) 日本産業規格（JIS）
- (5) 総合通信局の防災行政用無線局の免許方針および電波関係審査基準
- (6) 日本電気工業会規格（JEM）

- (7) 電気通信事業法及び関係規則、告示
- (8) 吹田市諸規則等

8 特許等

本業務に係る特許権、その他第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。

9 受注者の要件

本業務の受注者は、次の要件を満たす者であること。

- (1) 一般財団法人移動無線センター又はPSCP株式会社の契約代理店であること。
- (2) 大阪府内に本店、支店又は営業所を有すること。

10 納品担当者の要件

- (1) 受注者は、本業務の納品担当者として次の全ての要件を満たす者を充てること。
 - ア 第1級陸上特殊無線技士以上の無線資格を保有していること。
 - イ 過去5年度以内に完了した移動系防災行政無線（「ARIB STD-T79」、「ARIB STD-T80」、「ARIB STD-T116」、「MCA無線システム」又は「デジタル消防無線」に限る。）に係る物品購入、業務委託又は増設工事において、納品及び調整に係る業務に携わっていたこと。
 - ウ 入札の執行日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
- (2) 納品担当者については、入札日までに発注者に任意の様式で報告するとともに、各要件を満たすことを証する書類を提出すること。

11 提出書類

受注者は、本仕様書に基づいて詳細な打合せを行い、次の書類をデータ版と合わせて提出すること。なお、全ての書類は、引渡時にファイル等に取りまとめ提出すること。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 工程表 | 1部 |
| (2) 承諾函（機器等） | 1部 |
| (3) 業務完了届 | 1部 |
| (4) 納品写真 | 1部 |
| (5) 完成図書（CDデータを含む） | 1部 |
| (6) 機器取扱説明書 | 1部 |
| (7) その他発注者が必要とする書類等 | 必要数 |

なお、担当職員が別に必要と認める書類は、遅滞なく提出しなければならない。

12 その他

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに納入する物品の単価がわかる明細を担当職員に書面にて提出すること。
- (2) 本仕様書の記載事項に関して、契約後の仕様変更及び受注者の一方的な解釈による納品等は一切認めないものとする。ただし、本業務の内容が法令の規定に抵触する場合、契約後の技術革新等により本仕様書に定めのない機能が開発された場合、その他特別な事情がある場合において、受注者が発注者に対して具体的な理由及び根拠を示す書類を提示し、承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ決定すること。ただし、協議の上で合意に達しない場合は、発注者の解釈に従うものとする。

調達機器等の特記仕様書

1 共通事項

- (1) 調達する機器等は、MCAアドバンス（一般財団法人移動無線センターが提供する、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条の6の2に規定する高度MCAを利用可能な無線通信サービスをいう。以下同じ。）を発注者が利用するに当たって必要となる機能を有した、別紙1「調達機器一式」の仕様、特記に記載された機器等とする。
- (2) 撤去、廃棄等を行う機器等は、発注者が利用する別紙3「現行機器配備場所一覧」に配備したMCA無線機及びそれらの付属機器（バッテリー、外部電源装置等を含む。）とする。
- (3) 調達する機器等におけるグループ設定は、本市が現行機器の使用において設定しているグループ（別紙4「調達機器グループ設定一覧」参照）を基本とした上で、MCAアドバンスに対応した設定を行うこととし、具体的な設定内容については、あらかじめ担当職員と調整を行った上で決定するものとする。

2 調達機器の機能

(1) 指令局

- ア 調達するMCA通信専用端末装置の内、2台については、指令局用端末装置として調達するものとする。
- イ 指令局用端末装置の機能は、下表のとおりとし、機器調達、設定等の完了時点で専用アプリケーションのインストール等の必要な設定を全て完了しておくこと。

機 能 一 覧	
標準機能 (共通機能)	① 通信機能（個別・グループ）、② ダイヤル発信（個別・グループ）、 ③ メール機能（テキスト・画像）、④ 音声メモ（伝言・通話）機能、 ⑤ 位置情報送信機能(GPS)、⑥ カメラ機能、 ⑦ 臨時グループ設定機能（電話帳）
管理局 機能	① 通信モニタ、② 緊急モニタ、③ 一斉履歴、④ 電話帳（配信）、 ⑤ 音声通信機能（個別・グループ・一斉・受確）
指令局 機能	① 管理局機能、② 自端末位置表示、③ 配下移動局位置表示、 ④ 臨時グループ設定（地図）、⑤ 配下移動局プレゼンス表示、 ⑥ 地図データベース
オプション 機能	① MCAアドバンスチャット ② MCAアドバンスライブストリーム

- ウ 指令局用端末装置は、映像・音声の外部出力により大型マルチモニターでの画面表示及びスピーカーからの音声出力を行うものとし、そのために必要な外部出力機能（MiraCastレシーバー）を調達・設定すること。

(2) 可搬型局・携帯局

- ア 調達するMCA通信専用端末装置の内、84台については、可搬型局用端末装置又は携帯局用端末装置として調達するものとする。
- イ 可搬型用端末装置及び携帯局用端末装置の機能は、下表のとおりとし、機器調達、設定等の完了時点でアプリケーションのインストール等の必要な設定を全て完了しておくこと。
ただし、オプション機能については、携帯局用端末装置の内、指定する27台のみに設定を行うものとする。

機 能 一 覧	
標準機能 (共通機能)	① 通信機能（個別・グループ）、② ダイヤル発信（個別・グループ）、 ③ メール機能（テキスト・画像）、④ 音声メモ（伝言・通話）機能、 ⑤ 位置情報送信機能(GPS)、⑥ カメラ機能、 ⑦ 臨時グループ設定機能（電話帳）
オプション 機能	① MCAアドバンスチャット ② MCAアドバンスライブストリーム

3 納入及び設置

- (1) 製品を納入する際は、納入予定日の2週間前までに納入及び設置にかかる工程表等を担当職員に提出し承認を得ること。なお、納入時期については、あらかじめ担当職員と密に調整を行うこと。
- (2) 機器配備場所の施設管理者との納入日の調整は、発注者が行うものとし、受注者は必要に応じて立会いや資料作成等に協力すること。
- (3) 担当職員が指定する機器配備場所の指定位置まで納入し設置すること。
- (4) 納入及び設置時において、担当職員から製品の取り扱いについて説明を求められた場合は、適宜対応すること。

4 諸手続

- (1) 近畿総合通信局への免許申請及び一般財団法人移動無線センターへの利用手続きを含め、本契約の履行に関して必要な諸官公庁へ提出する書類の作成、その他の諸手続きについては、受注者が行うこと。
- (2) MCAアドバンスの利用開始日及び現行機器の撤去に伴う800MHz帯デジタルMCA中継局利用の解約日は、発注者が指定した日とすること。

5 技術指導

- (1) 受注者は、発注者が円滑な設備運用等を行うため、本設備の運用に必要な取扱説明書を作成し、取扱方法、設備運用方法などの操作説明、職員への運用指導及び操作研修を行うものとする。
- (2) 前項の操作研修については、発注者が指定する日程において、発注者が指定する場所で行うものとし、機器を利用する全ての所属の職員が利用できるようにするため、2日間で計4回程度の対面式での説明会を開催するものとする。

6 費用

- (1) 4の諸手続における登録料及び手数料（収入印紙を含む。）は、本業務に含まないものとして、別途発注者から受注者に対して業務の完了後に支払いを行うものとする。
なお、その場合の無線登録料については、一般財団法人移動無線センターが定めるMCAアドバンス利用約款別表3に定められた金額とし、登録の内容と台数の内訳については、次のとおりとする。
ア 「MCAアドバンスコアを利用する場合」に該当 **57台**
イ 「MCAアドバンスプラスを利用する場合」に該当 **29台**
- (2) 本仕様書の内容を満たすため、別紙1「調達機器一覧」以外の別の製品、設備、機能等が必要となる場合は、その費用も見込むこと。
- (3) 納入等に係る経費（施工費・組立費・運搬費・搬入費・残材引取）も見込むこと。
- (4) 納入及び設置に必要な養生資材及び敷設にかかる費用も見込むこと。
- (5) その他、納品等にかかる費用の一切を見込むこと。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項で、現地状況、機能上及び保守管理上、当然この業務に含まれると考えられるものについては、受注者が負担すること。
- (7) MCAアドバンスの利用開始及び現行機器の撤去に伴う800MHz帯デジタルMCA中継局利用の解約に際し、受注者の手続きの遅滞等により発注者に対して不必要な利用料の負担が生じた場合は、受注者の責任において当該費用を負担すること。

7 保証期間

検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質など無償で対応すること。ただし、明らかに発注者に瑕疵がある場合については、この限りではない。

8 引き渡し日

本業務に係る機器等の引き渡し日は、受注者が業務完了届を発注者に提出し、受理された

後、発注者が行う完成検査に合格した日とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に掲げる機器の構成、性能等に関するすべての事項は、最低仕様とみなし数値・規格等においては、すべて同等以上の性能等を有しなければならない。
- (2) 本契約を履行する上で提示された各種データは、情報の秘密の観点から、発注者および受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- (3) 受注者は、発注者が円滑な設備運用等を行うため、納品後24時間365日の受付体制を確保すること。

10 担当職員連絡先

吹田市総務部危機管理室

TEL：06-6384-1753 FAX：06-6369-6080

Mail：bousaisuita@city.suita.osaka.jp

担当：菊地、山根

調達機器一式

1 調達機器等

	型式	数量	備考
(1)	MCA通信専用端末装置 京セラ製 KC-PS701 <u>(同等品不可)</u>	86	本体、バッテリー、アンテナ、ACアダプタ含む。
(2)	スピーカマイク SCW7952 <u>(同等品不可)</u>	4	
(3)	可搬型電源装置 ARC-60MCA <u>(同等品可)</u>	4	
(4)	MiraCast レシーバー	2	KC-PS701 オプション品 (メーカー推奨品：LDT-MRC03)

2 機器仕様

(1) MCA通信専用端末装置

ア	ディスプレイ	5.0 インチ程度 FHD TFT 液晶
イ	タッチパネル	静電容量方式タッチパネル
ウ	チップセット	Qualcomm® Snapdragon™660 : 2.2GHz/4 コア+1.8GHz/4コア程度
エ	本体寸法	73(W)×13.4(D)×220(H)mm(最厚部25.1mm)程度
オ	質量	222g 程度 (本体・バッテリー・アンテナ)
カ	無線通信方式	LTE Band 8 (MCAアドバンス) LTE Band 1, 3, 19, 26 (MVNO)
キ	内蔵メモリ	ROM : 64GB 以上/RAM : 4GB 以上
ク	耐久性	防水 : IPX5/IPX7 以上 防塵 : IP6X 以上
ケ	周波数帯域	900MHz 帯(BAND8)
コ	帯域幅	5MHz
サ	使用周波数	上り895~900MHz 下り940~945MHz
シ	運用可能時間	16 時間程度 (常時点灯) (送信1/受信1/待受18) 40 時間程度 (待受時液晶消灯)

(2) スピーカーマイク

ア	マイク寸法	約59(W)×約27(D)×約88(H)mm
イ	質量	160g 程度
ウ	充電方式	USB充電ケーブル
エ	温度	-10℃~+50℃
オ	湿度	30%~80%
カ	防水規格	IP55対応
キ	待受時間	280時間程度
ク	連続利用時間	8時間程度
ケ	対応OS	Android、iOS
コ	イヤホン端子	3.5mmΦ

(3) 可搬型電源装置 (無線機が正常に動作することが前提で同等品可。)

ア	入力電源	AC100V/DC12-24V
イ	供給電源	5V2A (USB-A×3ポート)
ウ	内蔵電池	リチウム電池 14.8V6.6Ah (参考型番 : BP93HE-S)
エ	充電電圧	16.8V (満充電で充電停止)
オ	充電電流	最大1.5A
カ	警報表示	電池電圧低下ランプBAT.L
キ	付属品	電源ケーブル (AC/DC各々)
ク	寸法	約180mm×180mm×200mm (突起物除く)
ケ	取付無線機	MCAアドバンス携帯端末

調達機器配備場所一覧

配備場所*1		住所	配備局*2	台数
①	吹田市役所	吹田市泉町1-3-40	指令局	2台
			可搬型局	4台
			携帯局①	13台
			携帯局②	18台
②	吹田市消防本部	吹田市江坂町1-21-6	携帯局①	1台
③	吹田警察署	吹田市穂波町13-33	携帯局①	1台
④	J R以南地域備蓄倉庫	吹田市幸町20-2	携帯局①	1台
⑤	山田・千里丘地域備蓄倉庫	吹田市山田西2-10-1	携帯局①	1台
⑥	豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫	吹田市泉町3-15-28	携帯局①	1台
⑦	交流活動館	吹田市岸部中1-22-2	携帯局①	1台
⑧	吹田市総合運動場	吹田市竹谷町37-1	携帯局①	1台
⑨	Panasonic Stadium Suita	吹田市千里万博公園3-3	携帯局①	1台
⑩	水再生室分室	吹田市南吹田5-34-3	携帯局①	1台
			携帯局②	2台
⑪	南吹田水再生センター	吹田市南吹田5-35-1	携帯局②	2台
⑫	川面水再生センター	吹田市川岸町22-1	携帯局②	2台
⑬	吹田市南千里庁舎	吹田市佐竹台1-6-1	携帯局①	1台
			携帯局②	18台
⑭	事業課	吹田市津雲台7-7-D138-101	携帯局①	1台
			携帯局②	5台
⑮	吹田市保健センター	吹田市出口町19-2	携帯局①	1台
			携帯局②	1台
⑯	吹田市保健所	吹田市出口町19-3	携帯局①	1台
⑰	市立吹田市民病院	吹田市岸部新町5-7	携帯局②	1台
⑱	吹田市水道部	吹田市南吹田3-3-60	携帯局①	1台
			携帯局②	4台
合 計			指令局	2台
			可搬型局	4台
			携帯局①	27台
			携帯局②	53台

※1 施設内の詳細な配備場所は、別途発注者から指示

※2 携帯局① … オプション（MCAアドバンスライブストリーム等）を設定するもの
 携帯局② … オプション（MCAアドバンスライブストリーム等）を設定しないもの

現行機器配備場所一覧

配備場所*		住所	配備局	台数
①	吹田市役所	吹田市泉町1-3-40	指令局	2台
			可搬局	4台
			携帯局	31台
②	吹田市消防本部・西消防署	吹田市江坂町1-21-6	携帯局	2台
③	南消防署	吹田市内本町1-23-14	携帯局	1台
④	東消防署	吹田市尺谷5-15	携帯局	1台
⑤	中消防庁舎	吹田市藤白台1-1-50	携帯局	1台
⑥	吹田警察署	吹田市穂波町13-33	携帯局	1台
⑦	交流活動館	吹田市岸部中1-22-2	携帯局	1台
⑧	水再生室分室	吹田市南吹田5-34-3	携帯局	3台
⑨	南吹田水再生センター	吹田市南吹田5-35-1	携帯局	2台
⑩	川面水再生センター	吹田市川岸町22-1	携帯局	2台
⑪	吹田市南千里庁舎	吹田市佐竹台1-6-1	携帯局	20台
⑫	事業課	吹田市津雲台7-7-D138-101	携帯局	6台
⑬	吹田市保健センター	吹田市出口町19-2	携帯局	2台
⑭	吹田市保健所	吹田市出口町19-3	携帯局	1台
⑮	市立吹田市民病院	吹田市岸部新町5-7	携帯局	1台
⑯	吹田市水道部	吹田市南吹田3-3-60	携帯局	5台
合 計			指令局	2台
			可搬型局	4台
			携帯局	80台

※ 施設内の詳細な回収場所は、別途発注者から指示